

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
情-I-053	防衛省におけるサイバーセキュリティ及び情報保証業務に関する事業推進のための技術支援役務（その2）	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年12月2日(火)（10:45）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年10月28日(火) 12:00 までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件 仕様書6.2 a)～b)に定める本業務の実施体制並びに仕様書8.1 a)～b)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和7年10月30日（木）12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
- (4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を 令和7年11月13日（木）12:00 までに提出しなければならない。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年11月28日（金）

までに、下記担当者必着分を有効とする。

(6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

調達要求番号：

仕様書			
件名	防衛省におけるサイバーセキュリティ及び情報保証業務に関する事業推進のための技術支援役務（その2）	仕様書番号	
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和7年10月1日
		作成部署	整備計画局サイバー整備課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省におけるサイバーセキュリティ及び情報保証業務に関する事業推進のための技術支援役務（その2）（以下、「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語の定義

本仕様書における用語は、本仕様書及び各関連文書に規定するもののほか、表1による。

表1 用語の定義

用語	定義
リスク管理枠組み	Risk Management Framework（以下「RMF」という。）のことを指し、情報システムのセキュリティに対するリスクの管理を適切に行うための枠組みをいう。
BYOD	Bring Your Own Device のことを指し、従業員が個人で所有する端末を業務で利用することをいう。
「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（以下「政府統一基準群」という。）	サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に基づき作成された、国の行政機関等のサイバーセキュリティに関する対策の基準をいう。以下の3つの文書から構成される。 <ul style="list-style-type: none">政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を構成するものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用する。

なお、引用文書が定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、法令等を除き、この仕様書の内容が優先する。

a) 引用文書

- 1) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 160 号。）
- 2) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第 137 号。令和 4 年 3 月 31 日）
- 3) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- 4) 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）及び同関連規則
- 5) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7 年 1 月 28 日閣議決定）
- 6) NIST SP 800-37 Rev. 2
- 7) NIST SP 800-53 Rev. 5

b) 関連文書

- 1) IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）
- 2) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2025 年（令和 7 年）5 月 27 日デジタル社会推進会議幹事会決定）
- 3) 防衛省における標準ガイドラインの適用について（平成 27 年 3 月 31 日防衛省行政情報化推進委員会決定）
- 4) サイバーセキュリティ戦略（令和 3 年 9 月 28 日閣議決定）
- 5) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 7 年度版）（令和 7 年 6 月 27 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- 6) 政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和 7 年度版）（令和 7 年 7 月 1 日内閣官房国家サイバー統括室，令和 7 年 9 月一部改定）
- 7) 政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針（令和 5 年 9 月 29 日 デジタル社会推進会議幹事会決定）
- 8) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第 9248 号。19.9.20）
- 9) リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策（令和 5 年 7 月 3 日情報保証統括責任者）
- 10) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領（令和 6 年 1 月 20 日情報保証統括責任者）
- 11) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）及び同関連規則

- 12) 不正競争防止法（平成 5 年法律第 4 7 号）及び同関連規則
- 13) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号）
及び同関連規則
- 14) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第
100 号）
- 15) NIST Cybersecurity Framework（CSF）Ver.2.0
- 16) NIST SP 800-53A Rev.5
- 17) NIST SP 800-53B
- 18) その他関連する NIST SP 800 シリーズ文書
- 19) FIPS 199
- 20) FIPS 200
- 21) CNSSI No. 1253
- 22) DoDI 8510.01

2 役務に関する要求

2.1 役務の目的

- a) 国の行政機関は、政府統一基準群に従い、規則を整備することを求められているところ、防衛省の規則が政府統一基準群に準拠していることを確認する必要がある。
- b) 米国のセキュリティ基準を参考に防衛省の情報保証に関する訓令等を改正し、令和 5 年度に RMF を導入し、全省的に情報システムのライフサイクル全般を通じたセキュリティ強化の取り組みを進めている。
RMF の取り組みにおいては、個別情報システムを構築・運用する情報システム情報保証責任者、情報システム情報保証認証者及び情報保証監査責任者等の負荷が大きいところ、セキュリティを確保しつつ、これを軽減するための取り組みを検討する必要がある。
- c) 近年では、複数の部署にて BYOD 活用のニーズが高まっているところ、セキュリティ上のリスクを十分に検証した上で利用にかかる仕組みの整備が必要となっている。
これらより、本役務では、政府統一基準群と規則の準拠、RMF の取り組みにおける情報システム情報保証責任者、情報システム情報保証認証者及び情報保証監査責任者等の負荷軽減のための施策検討及び BYOD 導入に係る検討を進めることを目的とする。

2.2 実施場所、役務期間

2.2.1 実施場所

防衛省市ヶ谷地区及び契約相手方の執務場所とする。

2.2.2 役務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）までとする。

2.3 役務実施スケジュール

本役務の実施スケジュール（基準）を図1に示す。

役務項目	令和7年度							
	12月		1月		2月		3月	
	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬
実施計画書等の作成		▶						
政府統一基準群と防衛省の関連規則との整合性確認における技術支援								▶
リスク管理枠組みの効率的な運用に係る検討支援								▶
BYODの検討に係る支援								▶
最終報告								▶

図1 役務実施スケジュール（基準）

2.4 役務実施事項

2.4.1 実施計画書等の作成

2.4.1.1 実施計画書の作成

本契約の締結後、契約相手方は、本役務を実施するために必要な作業の洗い出しを行い、実施計画書を作成し、官の承認を得ること。

2.4.1.2 実施体制表の作成

本契約の締結後、契約相手方は、本役務を実施するための体制整備を行い、実施体制表及び役務従事者名簿を作成し、官の承認を得ること。また、実施体制又は役務従事者に変更が生じる場合は、遅滞なく体制表又は名簿を提出し、官の承認を得ること。

2.4.2 役務の進捗管理・報告

契約相手方は、作業全体及び各業務の進捗を把握できる進捗管理表を作成し、役務のプロジェクト管理を行う。また、週1回を基準として週次定例会を実施し、進捗状況、課題及びリスク等を官に報告すること。なお、週次定例会は議事録を作成すること。

2.4.3 役務実施事項

契約相手方は、次に示す役務を実施すること。

2.4.3.1 政府統一基準群と防衛省の規則との準拠性確認における支援

政府統一基準群と防衛省の規則の準拠性確認を行うこと。

なお、準拠していない問題点を検出した場合は、次の内容について官に説明すること。

- a) 検出事項に関する重要度（危険度）のレベル

- b) 検出事項により想定されるリスク
- c) 検出事項に関する検出の根拠及び具体的な改善提言

2.4.3.2 リスク管理枠組みの効率的な運用に係る支援

リスク管理枠組みの運用について、情報システム情報保証責任者、情報システム情報保証認証者及び情報保証監査責任者等における課題事項を確認すること。

検出した課題について、改善のための対応策を検討し、想定される効果を定量的に示すこと。

また、対応策の実現性と影響について検証を行い、対応策の優先順位を付け、実行可能な対応スケジュール及び対応策の実施に伴うリスク管理枠組み業務の移行計画を検討すること。

なお、支援するにあたり、他国におけるリスク管理枠組みの取り組みについて、現状確認及び事例調査を行うこと。

2.4.3.3 BYODの検討に係る支援

BYODの導入に向けた検討を進めるにあたり、以下にあげる調査・検討を行い、官に報告すること。

- a) BYOD活用の海外動向調査

米国の政府機関及び国防機関におけるBYOD活用の動向及び活用に係る指針等を調査する。
- b) BYODのニーズの確認

官のBYODのニーズをヒアリング又はアンケート等により調査し、ヒアリングの場合は議事録を作成し、アンケートの場合は取りまとめを実施すること。
- c) 端末要件・技術的対策の検討

BYODを実現するにあたり、端末要件及び情報セキュリティ対策について検討を行う。

2.4.3.4 最終報告

2.4.3.1 から 2.4.3.3 の内容を最終報告書としてまとめ、報告会を開催し官に説明すること。

3 提出書類

契約相手方は、表 2 に示す書類を提出し、官の承認を得ること。

表 2 提出書類

番号	書類名	提出時期	数量	媒体	備考
1	実施計画書	契約後速やかに	1 式	電	なし
2	実施体制表	契約後速やかに	1 式	子 媒	役員変更があった場合、その都度速やかに

				体 ※	提出すること。
3	役務従事者名簿	契約後速やかに	1式		役務員変更があった場合、その都度速やかに提出すること。
4	議事録	週次定例会後及びヒアリング後、3営業日以内	1式		なし
5	役務実施報告書 (最終)		1式		令和8年3月31日まで

※電子媒体については、CD-R等に格納すること。

4 作業の実施にあたっての遵守事項

4.1 法令等の遵守

本役務の遂行に当たっては、1.3項に記載の法令等を遵守し履行すること。

4.2 セキュリティ要件

本役務の遂行に当たっては、1.3項に記載の各種ガイドライン等に準拠すること。

4.3 役務等に関する要求

本役務の実施に当たり、契約相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、契約物品（役務対象物品又は寄託品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の注意をもって管理を行うものとする。

5 成果物の取り扱いに関する事項

本役務により作成した成果物に関する知的財産権等は、官に帰属するものとする。

6 契約相手方の要件等

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

6.1 契約相手方の要件

- a) 契約の相手方は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（以下「情報セキュリティ通達」という。）別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び

添付資料「調達における情報セキュリティ基準」の適合を過去に受けた実績を持つ者であること。

- b) 契約相手方は、NIST SP 800-37 Rev.2 及びNIST SP 800-53 Rev.5 の知見を有していること。
- c) 契約相手方は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS (ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001)）の認証を取得していること。
- d) 契約相手方は、過去5年以内に、政府機関、重要インフラ事業者等におけるプロジェクトのコンサルティング及びリスクアセスメント又は情報システムに関する監査の双方の業務に従事した実績を有すること。
- e) 契約相手方は、業務の過程において官から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。

6.2 役務員の要件

契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。

- a) 本役務を統括する責任者となる業務従事者
 - 1) 過去5年以内に、政府機関、重要インフラ事業者等におけるプロジェクトのコンサルティング等の業務に責任者又は責任者に準ずる立場で従事した実績を有すること。
 - 2) 以下のいずれかの資格又は同等以上の能力を有すること。
 - ・ 情報処理技術者試験（IT サービスマネージャ）
 - ・ 情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ）
 - ・ 技術士（情報工学部門）又は技術士（総合技術監理部門のうち情報工学を選択科目とした者）
 - ・ Project Management Professional (PMP)
- b) 本役務の実務を担当する業務従事者
 - 1) NIST SP 800-37 Rev.2 及び NIST SP 800-53 Rev.5 の知見を有していること。
 - 2) 業務従事者のうち1名以上は、過去5年以内に、政府機関、重要インフラ事業者等におけるプロジェクトのコンサルティング及びリスクアセスメント又は情報システムに関する監査の双方の業務に責任者又は責任者に準ずる立場として従事した経験を有すること。
 - 3) 業務従事者のうち1名以上は、過去5年以内に、政府機関、重要インフラ事業者等の情報セキュリティポリシーの策定又は改正の支援の業務に従事した実績を有すること。
 - 4) 業務従事者のうち1名以上は、以下のいずれかの資格又は同等以上の能力を有し、情報セキュリティに係る技術的支援を行う立場で5年以上の実務経験を有すること。
 - ・ CISSP

- ・ 公認内部監査人 (CIA), 公認情報システム監査人 (CISA), 公認情報セキュリティマネージャー (CISM) 又は公認情報システムリスク管理者 (CRISC)
 - ・ 情報処理安全確保支援士, システム監査技術者又は公認情報セキュリティ監査人 (CAIS)
 - ・ 技術士 (情報工学部門) 又は技術士 (総合技術監理部門のうち情報工学を選択科目とした者)
 - ・ ISMS 主任審査員
- 5) 業務従事者のうち1名以上は, 以下のいずれかの資格又は同等以上の能力を有し, 基盤システムに係る技術的支援を行う立場での5年以上の実務経験を有すること。
- ・ IT ストラテジスト
 - ・ システムアーキテクト
- 6) 業務従事者のうち1名以上は, 中央省庁, 地方公共団体, 独立行政法人等の公的機関の基盤システムにおいて, BYOD検討に係る技術支援の経験を有すること。
- 7) 原則として全ての業務従事者 (再委託先を含む。) は, 日本国籍を有していること。
- 8) 全ての業務従事者は, それぞれに掲げるもののほか, 履行に必要な若しくは有用な, 又は背景となる経歴, 知見, 資格, 語学 (母語及び外国語能力 (原則として英語)), 文化的背景 (国籍等), 業績等を有すること。
- 9) 業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること

6.3 再委託

- a) 契約相手方は, 本業務の実施に当たり, その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約相手方は, 本業務の実施に当たり, その一部について再委託を行う場合には, 再委託先の事業者名, 再委託先に委託する業務の範囲, 再委託を行うことの合理性及び必要性, 再委託先の履行能力並びに報告徴収, 個人情報管理その他運営管理の方法 (以下「再委託先名等」という。) について記載した文書を提出し, 官の承認を受けなければならない。
- c) 契約相手方は, 契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には, 再委託先名等を明らかにした上で, 官の承認を受けなければならない。
- d) 契約相手方は, b) 又は c) により再委託を行う場合には, 契約相手方が官に対して負う義務を適切に履行するため, 再委託先の事業者に対し8に掲げる事項について, 必要な措置を講じさせるとともに, 再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) b) 又は c) に基づき再委託先の事業者に義務を実施させる場合は, 全て契

約相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約相手方の責に帰すべき事由とみなして契約相手方が責任を負うものとする。

7 役務従事者の申請

契約相手方は、本役務に従事する者について、役務関係者名簿（氏名、国籍、所属、主たる担当役務、主たる作業場所）を契約後速やかに作成し、支出負担行為担当官に提出して承認を得るものとする。また、本役務に従事する者の追加又は変更が生じた場合には、遅滞なく支出負担行為担当官の承認を得るものとする。

8 情報の保全

8.1 契約を履行する一環として収集、整理、作成等を実施して得られた情報の取扱い

- a) 契約相手方は、業務関係書類の作成等を会社で行う場合、使用するパソコンについては、情報の流出について万全を期すため、ファイル交換ソフトをインストールしないものを使用するとともに、ウイルス対策ソフトをインストールした上で、ウイルス定義ファイルを常に最新のものとする。また、業務従事者等が個人で所有しているパソコンを使用してはならない。なお、第三者を従事させる場合も同様とする。
- b) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。
 - 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
 - 2) 発注者の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - 3) 発注者が書面により個別に許可した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う

者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

- c) 保護すべき情報については表3のとおりとする。

表3 保護情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	防衛省のセキュリティ規則の検討に関する情報	-	官との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。
2	RMFに関する各種資料	-	
3	官より提供された関連情報において、「対外厳秘」、「注意」、「記入後注意」、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「部分開示」、「一部非開示」、「機密性2」が記載（外国語表記による相当の指定を含む。）された情報	-	

9 貸付品

- a) 本契約の遂行に当たり必要となる官の保有する文書等について官と調整の上、無償で貸付け又は閲覧することができる。貸付場所は、官が指定する場所とし、貸付期間は、契約期間中とする。
- b) 契約相手方は、官の保有する資料の貸与を受ける場合はその取扱いに留意し、法令、関連規則等に従い、官が指定する条件を遵守すること。

10 官の支援

契約相手方は、役務の実施に当たり官の支援を必要とする場合には、官と調整の上、次の事項について無償で支援を受けることができる。

- a) 立入りに関する事項
- b) 事務室、机、椅子、水及び電気の使用
- c) その他、官が必要と認めた事項

11 検査

本仕様書に基づき、整備計画局サイバー整備課の支出負担行為担当官補助者が実施する。

12 その他

- a) 各機関の長（庁舎管理者を含む。）が定めた立入禁止場所に立ち入る場合は、各機関の立入手続に従い所要の手続を実施するものとする。

- b) 本役務において使用する物品等は、「環境物品等の調達に関する基本方針（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。
- c) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

以上

防衛省におけるサイバーセキュリティ及び情報保証業務に関する

事業推進のための技術支援役務（その2）

応札資料作成要領

令和7年（2025年）10月

防 衛 省

1 総則

1.1 適用範囲

本書は、防衛省におけるサイバーセキュリティ及び情報保証業務に関する事業推進のための技術支援役務（その2）（以下「本役務」という。）の調達における応札資料の作成要領について規定する。

2 防衛省が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

防衛省は、応札者に表1に示す資料を提示する。応札者は、それらを受けて、表2に示す応札資料を作成し、防衛省へ提出すること。

表1 防衛省が応札者に提示する資料

資料名称	資料内容
仕様書	本役務の仕様を記載したもの。
応札資料作成要領	提案書に記載する項目の概要を記載したもの。
評価手順書	応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述したもの。
評価基準表	仕様書に記載された事項のうち、業務内容を中心に提案要求項目として整理し、評価区分、評価の観点、評価配分等を記述したもの。

表2 応札者が防衛省に提示する資料

番号	資料名称	資料内容
1	業務従事者リスト及び履歴資料、保護すべき情報等取扱いに関する資料	評価基準表の(23)～(25)、(26)、(28)及び(30)～(32)に関する資料。 ・ 指定の様式はないため、任意の様式で作成すること。 ・ 業務従事者リストには、業務従事予定者も含め記載すること。 ・ その他必要事項については、「一般競争入札（総合評価落札方式）の案内について」を必ず確認すること。
2	提案書	評価基準表に記載された評価の観点を踏まえ、仕様書に記載された仕様の実現方法を記載したもの（上記資料除く。）。
3	提案書記述箇所対応表	評価基準表の提案書ページ番号欄に、対応する提案書の記載箇所のページ番号を付記したもの。

4	会社概要	会社の概要を記したものを。
---	------	---------------

※ 上記以外の補足資料等の提出は原則認めない。

2.1 提案書作成要領

- a) 提案書は、日本語で作成し、必要に応じて用語の解説等を添付すること。
- b) 提案書は、評価基準表に掲げられた評価項目の番号順につづること。
- c) 提案書は、専門家以外の者にも理解できるよう、日本語で十分に分かりやすい記述とすること。なお、必要に応じて、用語解説などを添付すること。
- d) 提案書は、A4 版縦／横書き（文字数、行数は任意）で作成。特別に大きな図表等が必要な場合のみ、A3 版にて記述すること。
- e) 提案書は、MS-Word・MS-Excel・MS-PowerPoint の 2010 バージョンと互換性のある形式を使用して作成すること。
- f) 提案書には、作成した応募者が類推されないよう、会社名を容易に想像できる文言を記載しないこと。
- g) 提案書には、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書を含めること。

2.2 提案書記載箇所対応表の作成要領

応募者は、防衛省から提示された別添「評価基準表」の提案書ページ番号欄に、対応する提案書記載箇所のページ番号を記入することにより、対応表を作成すること。

評価基準表の各項目の説明を表 3 に示す。

表3 「評価基準表」の各項目の説明

項目名	項目説明・記入要領	記入者
項目	提案要求事項の分類	防衛省
提案要求項目	応札者に提案を求める事項	防衛省
評価区分	必須事項・任意事項の区分	防衛省
基礎点・加点	各項目における基礎点・加点	防衛省
提案書ページ番号	作成した提案書における該当ページ番号を記載し、該当する提案書のページが存在しない場合には空欄とすること。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載されたページのみを対象として採点を行う。	応札者

2.3 提出要領

応札者は、表4に示す1及び4の提出物を令和7年10月30日(木)12時までに、2及び3の提出物を令和7年11月13日(木)12時までに、大臣官房会計課契約係に提出すること。ただし、提出物のうち2部のみに、会社名を記載すること。

表4 提出物

番号	提出物の名称	提出形式	数量
1	業務従事者リスト及び履歴資料、保護すべき情報等取扱いに関する資料	印刷物	2部(会社名を記載)
2	提案書	印刷物	7部(2部のみ会社名を記載)
3	提案書記述箇所対応表	印刷物	7部(2部のみ会社名を記載)
4	会社概要	印刷物	2部

3 その他

3.1 留意事項

- a) 提出物の作成に当たり、質問等を行う必要がある場合には、別紙「質問状」に必要事項を記載し、3.2に示す連絡先にあらかじめ電話連絡した上で、電子メールにて提出すること。

※質問状の提出期限

令和7年11月10日(月)17時までとする。

- b) 前記の提案書に係る内容の作成要領にしたがった提案書ではないと防衛省が判断した場合には、提案書の評価を行わないことがある。
- c) 応札者が提出した提案書(特に作業工数に係る)は、低入札価格調査を行う場合の資料とする。

- d) 本役務で知り得たいかなる情報(公知の事実を除く。)については、その保全を徹底し、官側の同意を得ることなく無断で第三者に漏洩してはならない。
- e) 本役務の成果物については、その著作権も付属して防衛省に移転するものとする。ただし、本役務の以前から所有している著作権及び第三者が所有している著作権については、この限りではない。
- f) 提出する提案書等の作成に掛かる経費については支払われない。
- g) 提出された提案書等は返却されない。
- h) 提出された提案書等について説明を求められた時は、これに応じること。
- i) 他の者(法人又は個人)に関する説明内容及び審査状況について、その者の利益を損なう恐れがあると認められる場合には、非開示情報として保護されるものとする。
- j) 提案資料等は、契約の一部を構成するものとする。

3.2 質問状に関する連絡先

防衛省大臣官房会計課管理班物品管理係

電話番号：03-3268-3111 内線 20815、20816、20820

評価基準表

件名：防衛省におけるサイバーセキュリティ及び情報保証業務に関する事業推進のための技術支援役務（その2）

別添

項目	提案要求項目	番号	評価区分	評価の観点	評価配分		提案書ページ番号
					基礎点	加点	
1 背景及び目的							
	背景及び目的	(1)	必須	本役務の趣旨及び目的を理解し、官がどのような成果を期待しているか、記述されている。	20	-	
		(2)	任意	本役務の特性や特徴、本役務を効率的かつ円滑に推進していくための作業方針や工夫が具体的に記述されている。	-	10	
		(3)	任意	本役務の背景事情を理解し、本役務を無駄がなく、いかに効果的に推進していくための作業計画が記述されている。	-	10	
2 役務に関する要求							
2.1 実施計画書等の作成							
	2.1.1 実施計画書の作成	(4)	必須	本役務における実施計画の策定及び作業管理についての実施方針が記述されている。	20	-	
		(5)	任意	本役務で達成すべき目標を具体的に設定し、その実現に向けた作業手順が具体的に記述されている。	-	10	
		(6)	任意	本役務を実施するにあたり、具体的に実現可能な全体スケジュールが記載されている。	-	10	
	2.1.2 実施体制表の作成	(7)	必須	本役務を適切に実施するための役割、能力が明確で、役務員の稼働状況が配慮された提案となっている。	10	-	
2.2 役務の進捗管理・報告							
		(8)	必須	本役務の作業全体及び各業務の進捗、内容等について、適切に管理できるように具体的に提案されている。	10	-	
2.3 役務実施事項							
2.3.1 政府統一基準群と防衛省の関連規則との整合性確認における技術支援							
		(9)	必須	政府統一基準群と防衛省の規則との準拠性確認に関する作業内容及び作業手順が具体的に記述されている。	10	-	
		(10)	必須	準拠していない問題点を検出した場合についての、重要度（危険度）レベル、想定されるリスク並びに根拠及び改善提言が具体的に記述されている。	10	-	
		(11)	任意	政府統一基準群の内容を理解した上で、防衛省において改正すべき規則を正確に捉えている。	-	20	
		(12)	任意	準拠していない問題点を検出した場合の改善提言について、明確かつ的確であり、官が実効的な対処ができるよう記述されている。	-	20	
2.3.2 リスク管理枠組みの効率的な運用に係る検討支援							
		(13)	必須	リスク管理枠組みの効率的な運用に係る検討支援の方法について、具体的に記述されている。	10	-	
		(14)	任意	関係する規則、米国のセキュリティ基準、現在防衛省が抱えているRMFの課題など、背景事情を正確に理解した上での記述である。	-	20	
		(15)	任意	情報システム情報責任者の負担が確実に低減されるよう、論拠をもって課題事項が詳細に書かれている。	-	20	
		(16)	任意	検出した課題について、改善のための対応策及び対応計画が現実的かつ実効性のあるものであり、さらに、米国のセキュリティ基準に合致することが読み取れるものであること。	-	20	
2.3.3 BYODの検討に係る技術支援							
		(17)	必須	米国の政府機関及び国防機関におけるBYOD活用の動向及び活用に係る指針の調査方法について、具体的に記述されている。	10	-	

項目	提案要求項目		番号	評価区分	評価の観点	評価配分		提案書ページ番号
						基礎点	加点	
			(18)	必須	BYODのニーズの確認手法について効果的かつ具体的に記述し、ヒアリングが円滑に進む内容である。	10	-	
			(19)	必須	BYODを実現するにあたり、端末要件及び情報セキュリティ対策の検討についての進め方について、具体的に記述されている。	10	-	
			(20)	任意	防衛省においてBYODを実現するにあたり、規則や要望など踏まえ、想定される課題を正確に捉えている。	-	30	
3 契約相手方の要件等								
3.1 契約相手方の要件								
			(21)	必須	仕様書「6.1 契約相手方の要件」の要件等を全て満たしている。	10	-	
			(22)	任意	過去に従事した実績、その成果について、得られた知見が本件業務に有用である。	-	20	
3.2 従業員の要件								
		本役務の業務従事者	(23)	必須	業務従事者が履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい者であることが記述されている。	10	-	
			(24)	必須	業務従事者が履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有することが記述されている。	20	-	
			(25)	必須	業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあることが記述されている。	10	-	
		本役務を統括する責任者となる業務従事者	(26)	必須	仕様書「6.2 従業員の要件 a) 本役務を統括する責任者となる業務従事者」の資格要件等を全て満たしている。	20	-	
			(27)	任意	本役務を統括する責任者が、過去に従事した実績、その成果について、具体的に記述があり、本件業務の遂行に有用である。	-	20	
		本役務の実務を担当する業務従事者	(28)	必須	仕様書「6.2 従業員の要件 b) 本役務の実務を担当する業務従事者」に記述の資格要件等を満たす経験を有する者が含まれている。	20	-	
			(29)	任意	本役務を担当する業務従事者が、過去に従事した実績、その成果について、具体的に記述があり、本件業務の遂行に有用である。	-	20	
4 情報の保全								
			(30)	必須	契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制が記述されているか。	20	-	
			(31)	必須	官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制を有していることが記述されているか。	20	-	
			(32)	必須	官が個別の書面により承認した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制を有していることが記述されているか。	20	-	
5 賃上げ等を実施する企業に対する評価等								
5.1 賃上げの表明								
		賃上げ表明の実施及び表明書の提出	(33)	任意	【大企業】事業年度等において、対前年度又は対前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。 【中小企業等】事業年度等において、対前年度又は対前年度比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。	-	20	

項目	提案要求項目	番号	評価区分	評価の観点	評価配分		提案書 ページ 番号
					基礎点	加点	
	5.2 ワーク・ライフ・バランス等推進企業に対する評価						
	認定の取得	(34)	任意	次の要件のいずれかを満たす事業者であるか。 ①ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）その他関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあつては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。）を受けていること。 ②女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が終了していないものに限る。）を策定していること。（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）	-	20	
				合計	270	270	
				合計	540		

ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準

評価項目	評価等の区分※1		評語
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に対する評価	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等	プラチナ えるぼし ※2	A
		えるぼし 3段階目 ※3	B
		えるぼし 2段階目 ※3	B
		えるぼし 1段階目 ※3	C
		行動計画※4	D
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん※5	A
		くるみん(令和4年4月1日以降の基準)※6	B
		くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)※7	B
		トライくるみん※8	B
		くるみん(平成29年3月31日までの基準)※9	C
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)		B
	該当なし		E

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、※9の認定を除く。)

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

質 問 状

令和 年 月 日

社名			
住所			
TEL		FAX	
E-mail			
質問者			
質問に関連する文書名及びページ			
質問内容			

防衛省におけるサイバーセキュリティ及び情報保証業務に関する

事業推進のための技術支援役務（その2）

評価手順書

令和7年（2025年）10月

防 衛 省

1 総則

1.1 適用範囲

本書は、防衛省におけるサイバーセキュリティ及び情報保証業務に関する事業推進のための技術支援役務（その2）における評価手順について規定する。

2 落札方式及び得点配分

2.1 落札方式

次の要件を全て満たす者のうち、2.2の総合評価点が最も高い者を落札者とする。

- a) 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- b) 評価基準表に記載される要件のうち、「評価区分」が「必須」とされる「提案要求項目」を全て満たしていること。

2.2 総合評価点の計算

技術点は、評価基準表の提案要求項目ごとに、複数の技術評価者が付与した点数の平均点を算出（小数点以下第3位を四捨五入とする。）し、その合計とする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

- a) 技術点の配分上限値は540点（基礎点：270点、加点：270点）
基礎点：「評価区分」が「必須」に設定される評価点
加 点：「評価区分」が「任意」に設定される評価点
- b) 価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する評価点配分を乗じて得た値（小数点以下第3位を四捨五入）とする。
価格点 = $(1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) \times \text{価格点の配分}$
- c) 技術点の配分と価格点の配分は2：1とし、価格点の配分上限値は270点とする。

3 評価の手続き

3.1 技術評価

技術点により技術評価を行う。（技術点の評価方法は、後述の「4 技術点の評価方法」を参照のこと）。

3.2 総合評価

3.1を通過した応札者について、総合評価点を算出し、最も高い応札者を落札者とする。

4 技術点の評価方法

4.1 提案要求項目における得点配分

応札資料作成要領別添「評価基準表」のとおり。

4.2 基礎点評価

基礎点評価は、評価基準表に示す「評価の観点」に従って行い、技術評価者から1名選出して評価を実施するものとし、要件が満たされている場合は、4.1に示す評価点を配分し、1項目でも満たされていない場合は、不合格とする。

4.3 加点評価

加点評価は、評価基準表に示す「評価の観点」に従って行い、技術評価者の全員が実施するものとし、要件の充足度合いに応じて、4.1に示す評価点を上限とし、配分する。

5 落札者の決定

- a) 入札者の入札価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、「2.2 総合評価点の計算」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、予算決算及び会計令第84条の規定に該当する場合は、予算決算及び会計令第85条の基準（予定価格に10分の6を乗じて得た額）を適用するので、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合において、入札参加者は当省の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。
- b) a)の調査の結果、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第1項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。
- c) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者又はその代理人にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- d) 契約担当官等は、落札者を決定したときには、その氏名（法人の場合はその名称）及び金額を書面で通知する。また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び技術の得点）の提供を要請することができる。